

用語集

都市計画マスタープラン用語解説

あ

●アイストップ

人の視線を受け止め、注意を引くための建築、オブジェまたは樹林などのこと。

●ITS（高度道路交通システム）

Intelligent Transport Systems の略称。情報技術を用いて人と車両と道路を結び、渋滞や事故、環境への影響など、道路交通の諸問題を解決するためのシステムのこと。

●あんしん歩行エリア

歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するために、緊急に対策を講ずる必要があると認められる地区において、都道府県公安委員会または関係道路管理者の申請に基づき、国家公安委員会及び国土交通省が指定する区域のこと。対策としては、歩行空間の整備や歩行者・自転車を優先するゾーンの形勢などがある。

●安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進めるために策定されたもの。

平成24年11月、国土交通省道路局及び警察庁交通局より道路管理者、都道府県警察に発出。

●空き家バンク

空き家物件の情報を、定住を希望する方や空き家の利用を希望する方に山形市が紹介し、空き家の利用促進を図る制度。平成28年8月1日開設。

●今ある資源（ストック）

既に市内にある整備済みの公共施設などの都市施設や、歴史・文化資源などを示す。

●医療観光

国内外から検査・治療目的の患者を受け入れる医療サービス。温泉治療、特産品料理の食事、名所・旧跡巡りなどと組み合わせ提供されることが多い。

●NPO

Non Profit Organization の略称。民間非営利活動組織などと略され、非営利（利潤の追求や利益の配分を目的としない）で自主的、自発的に公益的な活動を行う組織や団体。

●園芸福祉

地域社会の中で、様々な人たちが同じ立場で植物を通じた活動を展開して仲間を作り、豊かな地域社会を築きながら「生き生きとした暮らし」の実現を目指す取り組みの一つ。

●沿道業務地

山形県緊急輸送道路ネットワーク計画で、第1次緊急輸送道路として位置付けられている骨格道路の沿道など。

●オープンスペース

都市における建築物などのない空いたゆとり空間。公園、緑地、道路、河川、立ち入り可能な空き地など。

か

●開発許可制度

市街化区域と市街化調整区域の区域区分を担保し、宅地としての適正な水準を確保させることを目的としている。

●観光・レクリエーション拠点

自然資源、歴史・文化資源を活かした交流と憩いの拠点で、市内の主要な観光地、主なスポーツ・レクリエーション施設と、将来、スポーツ・レクリエーション系施設などの配置を検討すべき箇所。

●環状道路

都心の中心地域から、市街地へ、さらに周辺都市に向かって放射状に伸びた道路をリング状に連絡している道路のこと。放射道路への交通を分散し、都市または都心に目的を有さない交通を迂回させる機能がある。

●既成市街地

都市において、既に道路などの都市施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上に存在するなどして、市街地が形成されている地域をいう。都市計画法上（都市計画法施行規則第8条）の既成市街地の定義は、人口密度が1haあたり40人以上の地区が連たんして人口が3,000人以上となっている地域をいう。

●居住環境

住生活の快適性、安全性、健康性などの人が生活する空間を取り囲む環境で、生活上必要な住宅、道路、公園、下水道などの整備状況など。また、住み心地なども含まれる。

●機能拠点

活動の足場となる重要な地点。都市計画マスタープランでは、暮らしに必要な日常生活サービス機能や雇用、交流を生み出す場などを位置付け、産業拠点、観光・レクリエーション拠点、交通拠点、地域の拠点の4つに分類している。

●拠点連携網

都市核と拠点、各拠点間を結ぶ主要道路（国道、県道、市道など）や公共交通。（鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー等）

●緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。

第1次緊急輸送道路は、県庁や地方生活圏中心都市などの防災拠点をネットワークとして連絡する道路で、第2次緊急輸送道路は、第1次緊急輸送道路と他の防災拠点を連絡する道路として位置付けられている。

●グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

●景観重要建築物

景観法に基づき、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るために指定する、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）のこと。

●景観重要樹木

景観法に基づき、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るために指定する、地域の景観上重要な樹木のこと。

●景観地区

景観法に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画として定める地区のことで、建築物のほか、工作物や開発行為等の行為規制等についても、必要に応じて市町村の条例で規制を行うことができる。

●健康医療先進都市

山形市発展計画(平成27～31年度)において山形市が目指す都市ブランド。

●公共公益施設

住民の生活のため必要なサービス施設の総称。明確な定義はないが、一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。類似の用語に公共施設がある。

●公園空白区域

市街化区域内を対象とし、誘導距離を半径とした円形の区域（誘導圏域）に含まれない区域で、一団となっておおむね20ha以上の面積を有する区域。

●交通拠点

都市核の中に含まれる交通結節点のほか、交通ネットワーク上に位置し、結節機能を活かし地域活性化を図る拠点で、鉄道駅のほか、周辺の土地利用状況及び公共交通網の整備状況に合わせて、今後想定される主要なバス停など、交通利便性の高さを活かした箇所。

●交通結節点（交通結節機能）

複数あるいは様々な交通手段の接続が行われる場所。鉄道駅やバスターミナルなど、自動車と鉄道などの乗り継ぎ、乗り換えなどが行われる場所やインターチェンジなど自動車交通全体の施設を示す。

●交通需要マネジメント

道路交通混雑の解消・緩和を図ることを目的に、自動車を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化など需要の調整を図る施策の総称。パーク・アンド・ライド、自動車の相乗りの促進、時差出勤、フレックスタイムの導入促進などもその例。略称はTDM（Transportation Demand Management）。

●高度道路交通システム（ITS）

Intelligent Transport Systems の略称。情報技術を用いて人と車両と道路を結び、渋滞や事故、環境への影響など、道路交通の諸問題を解決するためのシステムのこと。

●高密度市街地

市街化区域内の可住地（農地や森林などを含め居住地に転用可能なところ）人口密度が、1ヘクタールあたり100人以上の地域のこと。

●交流人口

山形市を実際に訪れ、又はさまざまな交流により、何らかの経済効果をもたらす人の数のこと。その地域に住んでいる人「定住人口」（居住者、居住人口）に対する概念。

●コージェネレーションシステム

内燃機関、外燃機関などの排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、新しいエネルギー供給システムのひとつである。略してコージェネ、コジェネとも呼ばれる。一般的には熱併給発電（ねつへいきゅうはつでん）または熱電併給（ねつでんへいきゅう）と訳されている。

●国勢調査

日本国内の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる、国の最も重要な統計調査であり、日本国内に住んでいる人・世帯を対象として、5年ごとに行われる。

●コミュニティ

自主的、自立的に住民相互の連帯活動が継続的に行われている、概ね自治会、町内会程度の規模を基本単位とした集まり。

●コミュニティバス

地域住民の交通の利便性向上のため、従来の路線バスによるサービスを補うことを目的とし、地方公共団体が運行に関与する乗合バス。

さ

●再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

●産業拠点

産業・流通機能を高め、雇用を創出する拠点で、既存の工業・産業団地やその周辺部を中心として、高速道路のインターチェンジなどの広域交通基盤を活用できる区域。

●市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。これに対して、市街化を抑制する区域を市街化調整区域といい、この2つの区域区分を基礎として、各種の都市計画を定めるとともに開発許可制度を併用することによって計画的、段階的な都市の発展を図ろうとするものである。

●市街化調整区域

市街化を抑制する地域。

●市街地再開発事業

昭和44年に制定された都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び建築物の敷地とあわせて公共施設の整備を行う事業。施行区域内の権利者の権利の変換方法の違いによって第1種市街地再開発事業(権利変換方式)と第2種市街地再開発事業(用地買収方式)とに区分される。なお、市街地再開発事業、住宅地区改良事業など法律に基づいて行われる再開発を「法定再開発」、優良建築物など整備事業、特定民間再開発事業など法律に基づかない再開発を「任意再開発」という。

●持続可能なまちづくり

地域社会や地域経済に活力があり持続可能であること。また、地域環境も含めて、環境的にも持続可能であることを目指すまちづくり。

●指定管理者制度

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・公益法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度。

●視点場

良好な景観を眺望できる場所。

●社会増

他地域からの転入によって生じる人口の増加。

●就業人口

常住地ベースの就業者数。

●従業人口

従業地ベースの就業者数。

●就従比

ある市町村に居住する就業者数(他の市町村へ通勤している人を含む)に対するその市町村で働く従業者数(他市町村から通勤してくる人を含む)の比率のこと。1.0以上が求心力が高いと判断。

●住民基本台帳

住民基本台帳(じゅうみんきほんだいちょう)とは、市町村長が、住民全体の住民票(個人を単位として作成)を世帯ごとに編成し作成する公簿(住民基本台帳法第6条1項)。

●集落

市街地外において、家屋が集まった地域で、地域コミュニティの基礎となる地域。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

●準防火地域

市街地の火災の危険を防止するための措置が防火地域に準じて必要とされるとして、都市計画法で定められた地域。建築基準法では、同地域内の一定の規模以上の建物や木造建築、屋根や延焼の恐れのある範囲の外壁の開口部などに対して規制が定められている。

●障がい者相談支援センター

山形市では、社会福祉士や精神保健福祉士の専門的職員を配置し、関係機関と連携を図りながら、障がいのある人の悩みを聴き、情報提供や課題解決に向けた支援を行なう総合的な相談窓口である「相談支援センター」を設置している。

山形市内には、市の委託を受けて6のセンターがある。

●商業地域

用途地域の一つで、主に商業等の業務の利便の増進を図る地域である。工場や危険物等に規制があるほかは、風俗施設含めほとんど全ての商業施設が規制なく建築可能である。

●人口集中地区（D I D）

Densely Inhabited District の略称。国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が4,000人/km²以上の国勢調査の基本単位区などが互いに隣接して、合計人口が5,000人以上となる地域。

●人口重心

その地域に住むすべての人が同じ体重と仮定して地図上に乗った場合に、その地図を一点でバランスを崩さずに支えられる点のこと。人間の身体でいえば「へそ」に当たる地点のこと。

●水源かん養

森林の土壌は、かん水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して川の流量を安定化させ洪水を緩和するとともに、森林土壌を通過することで水質を浄化させる機能を持つ。こうした機能を水源かん養機能といい、水源かん養機能を持つ森林を水源かん養林という。

●ストック（今ある資源）

既に市内にある整備済みの公共施設などの都市施設や、歴史・文化資源などを示す。

●スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジで、利用が可能な車両を、E T C搭載車に限定しているインターチェンジ。

●生活拠点

田園集落活用ゾーン及び自然環境維持保全ゾーンにおいて、地域の中心となる集落で、公共施設や店舗などの今ある資源（ストック）が立地し、日常生活に必要な機能が確保された所、今後確保されることが期待できる所や集落のコミュニティの場など。

●生活圈

集落内において、生活の上で、身近な買い物や医療等の日常的な行動の範囲（圏域）。

●生活利便施設

住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設のこと。

具体的には、銀行・郵便局・スーパーマーケット・商店・飲食店・コンビニエンスストア・診療所など。

●生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

●ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

●創エネルギー

エネルギーを節約する（省エネ）するだけでなく、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していく考えのこと。

●その他都市施設

卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設。特に周辺との調和を図る必要があることから、一定規模以上の施設を都市計画区域内で新築・増築する場合は、都市計画に定める、又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する、のいずれかの方法を取らなければならないとされる。本マスタープランでは、水道、下水道やその他の供給施設も含むものとする。

た

●地域の拠点

市街地機能集積ゾーンにおいて、都市軸周辺の地域の中心となる拠点で、商業・業務・居住・医療系の都市機能の集積が既に進んでいる箇所や、及び周辺の都市機能の状況を鑑み、集積・集約を図ることを今後検討すべき箇所。

●地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会。

●地域自主運行交通

交通不便地域の解消などを目的とし、地域が主体となって運営する新しい交通システム。

●地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各区市町村に設置される。2005年の介護保険法改正で制定された。

センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。

山形市内には、市の委託を受けて13のセンターがある。

●地区計画

建築物の建築形態、公共施設などの配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画であり、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間領域をカバーする地区レベルのきめ細かな計画制度として位置付けられる。このため慎重な計画決定手続きを必要とし、条例に基づく縦覧などの方法により区域内の地権者などの意見を求めて都市計画の案を作成する。

住民が地区の将来像について話し合っまとめた地区計画の案を市町村に申し立て、地区計画を定めるように要請することもできる。

●地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費するという考え方により行われている取り組み。

●中核市

中核市制度は、政令指定都市以外の都市で一定の規模や能力を要する都市に事務権限を委譲し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにして、地方行政を充実させることを目的に設けられた制度。平成27年4月1日現在で全国45市が指定されている。

地方自治法の一部改正により、平成27年4月1日からは「人口20万人以上」を要件とする特例市が廃止され、中核市の要件が「人口30万人以上」から「人口20万人以上」に引き下げられたことにより、人口約25万人の山形市も中核市の要件を満たすことになり、平成31年4月1日からの中核市移行を目指している。

●中心街循環バス

山形市内の中心商店街の活性化を図るため、また、中心街の交通渋滞緩和や高齢者の移動手段を確保するため、山形商工会議所で実施している事業。JR山形駅と香澄町から七日町にかけての中心街を運賃100円（小学校までは無料）で運行している。

●中心市街地活性化基本計画

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき市町村で策定する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画。平成26年11月から5年間5ヶ月を計画期間とする新たな計画を策定し、平成26年10月17日内閣総理大臣より認定を受けている。

●中密度（市街地）

市街化区域内の可住地（農地や森林などを含め居住地に転用可能なところ）人口密度が、1ヘクタールあたり80人以上100人未満の地域のこと。

●昼夜間人口比率

常住人口（夜間人口）100人あたりの、昼間人口の割合。

●超高齢社会

総人口のうち、高齢者（65歳以上）の人口割合が21%を超えている社会。

●超小型モビリティ

一人乗り又は二人乗りで移動ができる超コンパクトサイズのクルマ。

高齢者の移動手段として普及すれば、地域の活性化につながることに加え、モノやエネルギーの流通のあり方を変える可能性を秘めている。

●通過交通

ある地域を単に通るだけで、その地域内には目的地をもたない交通のこと。

●低層住宅地

市街地縁辺部において、土地区画整理事業や民間開発などにより、計画的に整備が進められた住宅地。

●低炭素都市づくり

地球温暖化の防止に寄与するため、集約型の都市構造への転換に合わせ、自動車利用から公共交通利用への転換や公園・緑地などの整備による都市気候の緩和などにより二酸化炭素排出量の削減を図る都市づくり。

●低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

●D I D（人口集中地区）

Densely Inhabited District の略称。国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が4,000人/km²以上の国勢調査の基本単位区などが互いに隣接して、合計人口が5,000人以上となる地域。

●デマンド型乗合タクシー

複数の利用者からの予約をもとに、タクシー車両が各利用者宅を經由し、順次目的地まで送迎する運行形態。

●都市核

市街地中心部で、中心市街地活性化基本計画の対象区域を基本に山形駅西地区及び霞城公園などを含んだ地域。

●都市間連携交流軸

都市核と県内外の主要都市を結ぶ高速道路、国道及び公共交通（鉄道、高速バス）。

●都市機能

都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、文化、スポーツなどの諸活動によって担われる。
高次都市機能とは、日常生活を営む圏域を越えた広範な地域のたくさんの人々を対象にした、質の高いサービスを提供する機能のこと。

●都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

●都市計画道路整備プログラム

道路の整備優先順位及び概ねの整備時期（短期及び中長期）を定めたもの。

●都市計画道路見直し計画

山形市の将来の都市計画道路の整備方針について取りまとめたもの。

●都市景観ガイドプラン（山形市都市景観計画）

景観の向上を通じて、環境の快適性（アメニティ）を高めることを目的とし、山形市環境計画に基づき、「自然のゆたかさ」「まちのうるおい」「まちの誇り」がより確かなものと感じられるよう、総合的に行うべき景観形成の方針を示すもの。平成6年12月策定。

●都市再構築戦略検討委員会

地域の生活・経済活動の中心である地方都市の活力の維持・向上等を目指して、人口減少の局面の下で中長期的な視点に立った都市構造の再構築の推進、都市の国際競争力の向上等に向けた戦略を検討するため、国土交通省で設置。

●都市軸

山形市の産業や交流の発展を牽引する2つの主要な交通軸。

南北軸は、鉄道は奥羽本線、道路は東北中央自動車道、(都)上山山形天童線(国道13号)、(都)上山山形西天童線。

東西軸は、鉄道は仙山線、左沢線、道路は東北横断自動車道酒田線、道路は(都)東山形長谷堂線(国道286号、348号)、(都)天童鮎洗線、(都)榎沢山辺中山線、山形市と仙台市を結ぶ新たな道路。

●土地区画整理

市街地の整備を行う場合、または新市街地を造成する場合、道路や公園など必要な都市施設の配備を個別的・局部的に行うよりも地区全体にわたって総合的に行うほうが効果的・経済的であり、市街地の面的整理に役立つ都市計画事業のひとつ。

●土地利用転換

土地の状態や用途といった利用状況を転換すること。

●ドットライン

車線の内側に太い点線(ドットライン)を設置して車線を狭く見せることにより、ドライバーが車の速度を無意識に下げようとする対策。

●トランジットモール

自家用自動車及び貨物自動車の通行を制限し、バス、路面電車、LRT(ライトレール)、タクシーなどの公共交通機関の進入・運行のみを許可した形態の歩行者道路。

な

●二次交通

鉄道主要駅や空港等の交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通手段のこと。

●二地域居住

都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすもの。

2005年に国土交通省の研究会が提唱し、観光客などが一時的に滞在する観光等の「交流人口」と「定住人口」の中間的な考え方と位置づけられる。

●日常生活サービス機能

診療所や福祉施設、食料品や日用品を扱う商店、金融機関など。

●農業振興地域整備計画

今後総合的に農業振興を図るべき地域として、集団的農地や農業生産基盤整備の対象となる優良農地を計画的に確保するための制度。

●農地所有適格法人

法人として農業を行う農業法人のうち、特に農地の権利取得(買う・借りる)を行うことができる法人のこと。

は

●パーソントリップ調査

自動車のほか、鉄道やバスなどの公共交通、自転車や徒歩といった各交通手段の利用実態や行動目的を把握するための調査。山形市では、平成29年度に実施予定。

●バイオマスエネルギー

バイオマス（生物由来の物質で、原料・燃料として利用可能なもの）を利用したエネルギー。薪炭・稲わら・製材くずなどの農林資源、古材などの産業廃棄物、都市ごみ、し尿、畜産廃棄物などが含まれる。

●ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の拡大範囲および被害程度、避難経路、避難場所などの情報が図示されている。山形市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）、山形県内の地震ハザードマップ、蔵王山ハザードマップなどがある。

●バスベイ

バス停留所のある場所に、歩道に切れ込みを入れたような形で設けられる、バスが停車するためのスペースのこと。バスカットともいう。一般的に、バスの停車によって生じる渋滞を防ぐ効果があるといわれている。

●PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

●風致地区

自然景観を保全しその風致を維持するための地区。地区内における樹木の伐採や建築等については許可が必要。山形市では、「馬見ヶ崎風致地区」と「千歳山風致地区」を指定している。

●複合機能

工業・流通・業務機能など異なる機能を併せ持つこと。

●複合住宅地

都市核を取り囲み、既成市街地内に広がる住宅地。戸建住宅と中高層集合住宅や、一定規模の店舗・事務所などを調和させ、地域にふさわしい業務施設の立地も許容するもの。

●附置

山形市では、駐車場法第20条に基づき「山形市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を定め、一定規模以上の建築物の新増設の際に駐車場施設の附置義務を課している。駐輪場について、附置義務を課している自治体もある。

●フル規格化

ミニ新幹線などと呼ばれる現在の山形新幹線について、主たる区間を200km/h以上で走ることができ、踏切を設けない高架・立体交差や直線的なルートによる新幹線に移行すること。スピードアップや高い安全性・安定輸送が期待される。

●防火地域

防火のために特に指定される地域。建築基準法で、この地域内の一定規模以上の建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物または簡易耐火建築物としなければならない。

●保健休養

森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。

●保存樹制度

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき指定される樹木又は樹林の集団をいう。良好な環境を保全するために必要があると認められる場合、その所有者の同意を得て、市町村が保存樹木又は保存樹林として指定することができる。

ま

●街並みガイドライン

まちづくりにおいて目指すべき目標などを明文化し、具体的な方向性を与えたり、時には何らかの規制を与えるもの。

●まちなみデザイン活動

景観形成を図るための学習、研究、合意形成などの活動のこと。

●まちなみデザイン協定

「山形市景観条例」に基づき、一定の区域内に存する土地、建築物など又は広告物の所有者同士が、区域の景観形成の方針を定めた協定。協定の内容が景観形成に寄与すると、市長が認めるときは、まちなみデザイン協定として認定しており、これまで認定したまちなみデザイン協定は10地区。

●マネジメント

様々な資源や資産、リスクなどを管理し、目標や目的を効果的に達成するために必要な手を打つこと。

●モビリティ

一人ひとりの移動を意味すると共に、地域全体の交通流動を意味するもの。すなわち、モビリティとはあらゆる種類の「移動」を意味するもの。

●モビリティ・マネジメント

当該の地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や歩行などを含めた多様な交通手段を適度に（=かしこく）利用する状況へ」と少しずつ変えていく一連の取組み。例えば、エコ通勤運動、公共交通マップの作成、環境や健康・ダイエットのためのクルマ利用見直し啓発活動などがある。

や

●山形県みんなにやさしいまちづくり条例

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できる機会がひとしく与えられる社会の実現を目指すものであり、これまでの「山形県福祉のまちづくり条例」を改正したもの。

●山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（山形広域都市計画区域マスタープラン）

山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町の3市2町を対象とし、県が定める広域的な都市計画の基本方針。通称：区域マスタープラン。

●山形市景観条例

歴史、文化、自然、風土などに由来する各地域の特性を活かしたまちづくりを市民、事業者及び市が一体となって推進し、美しい景観の形成を図るために制定された市条例。大規模建築物等の景観誘導等の具体的な施策や市民活動の支援などを定めている。

●山形市公共施設等総合管理計画

公共施設等の適切なあり方を検討し、ファシリティマネジメントの視点を取り入れながら今後の施設管理に係る基本方針を定めることにより、次世代に適切かつ安全・安心な公共施設等を受け継いでいくため、平成28年2月に策定した計画。

(ファシリティマネジメント：公共施設について「施設経営」の視点に立ち、施設運営費の最小化や過剰・遊休等の排除を図ることにより、整備・維持運営に係る財政負担を軽減することを目的とした取組)

●山形市国土利用計画

自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的とする計画。

●山形市人口ビジョン

平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」より、各自治体に求められた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり、必要となる目標人口等の将来展望を描いた人口ビジョンで、2060年までの人口の見通しを示している。平成28年2月に策定。

●山形市総合計画

地方自治法に基づき、山形市が総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための基本計画。「山形市第7次総合計画」については、平成19年3月に策定。

●山形市発展計画

「まち・ひと・しごと創生総合計画」の策定に合わせて策定した、平成27年度から平成31年度までのビジョンや推進する取組を記した新たな経営計画。平成28年2月に策定。

●優良建築物等整備事業

土地の合理的利用の誘導を図りつつ、優良建築物等の整備の促進を図ることにより、市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進することを目的とした制度で、優良再開発型や市街地住宅供給型、既存ストック活用型などがある。

●ユニバーサルデザイン

すべての人が快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障害者にやさしい形や機能はだれにもやさしいものとなることを前提に、普遍性を強調した概念。

●容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。延べ面積とは、建築物の各階などで壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積であるところの床面積の合計である。

建築基準法では、用途地域ごとに建築物の容積率の最高限度を定めることとしている。これは、建築物の密度規制を行うことにより、公共施設の整備状況など当該地域の水準に見合った密度に抑えるための規制。

●用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性などの増進を目的として、住宅地、商業地、工業地などの主要な構成要素の配置及び密度構成について公共施設とのバランスに配慮しながら定められる。

ら

●ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

●ランドマーク

都市や地域の中にあって、視覚的な目印となる対象物のこと。タワーのような建造物や山、島などがあてはまる。

●リノベーション

既存建物を大規模に改装し、用途変更や機能の高度化などを図り、建築物に新しい価値を加えること。減築なども含まれる。

●流入人口

山形市外から通勤・通学するために山形市に入ってくる人の数のこと。

●6次産業化

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。